

みどり
水土里ネット大里



大里用水だより

令和7年7月発行

第20号

発行者 〒360-0045 熊谷市宮前町2丁目44番地

大里用水土地改良区

理事長 夏目亮一

TEL (048) 521-0433

FAX (048) 521-0441

Email: oosatoyousui@ksf.biglobe.ne.jp

URL: <http://oosatoyousui.jp>

改良区の概要(令和7年5月末現在)

組合員数: 5,117人

地 積: 田 2,648ha・畑 71ha



土地改良施設維持管理適正化事業 今井地区

〔お も な 内 容〕

- 理事長あいさつ
- 土地改良区からのお願い
- 通常総代会議決内容
- 令和5年度財務状況の公表
- 令和6年度事業の実施状況
- 令和7年度歳入歳出予算
- 令和7年度事業の概要
- 令和7年度賦課金等
- お知らせ

理 事 長 あ い さ つ



夏 目 亮 一

組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のことお慶び申し上げます。

また、日頃から当土地改良区の運営に格別なご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私たちの地域を取り巻く環境ですが、農業者の高齢化や減少、都市・混住化の進行に伴う連帯感の希薄等による農村地域社会の変容などにより、営農の継続やそれを支える農地及び農業用水路などの農業水利施設の保全管理が困難な状況になるなど様々な問題に直面しています。

それらに加え、農業水利施設の整備や老朽化の進行などが重要な課題となっています。

皆様からの要望の多い農業水利施設の整備・更新については、残念ながら必要な関係予算がなかなか十分に措置ができない状況です。

国・県に対して農業農村整備の関係予算の支援をお願いしていますが、厳しい状況です。

このような中で、食料の安全保障の確保や農業農村の多面的機能を発揮させるために、また、持続可能な農業を実現していくために、先人達のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地・農業用水の地域資源を健全な状態で、次世代に継承していくことが我々の責務かと思えます。

昨今の電気料をはじめとした諸物価高騰により、農業水利施設の維持管理費や工事費等が大幅に上昇しており、土地改良区の運営もなかなか厳しい状況です。皆様には農業用水の節水・節電等にご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

土地改良区の安定的な運営を目指して、引続き事務事業の見直しを行い、土地改良区の財政基盤の強化と効率的な運用を図り、農業用水の安定供給と施設の適正な維持管理に努めてまいります。

結びに、組合員の皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますことを重ねてお願い申し上げますとともに、当土地改良区の益々の繁栄と皆様のご健勝を祈念いたしまして、発刊の挨拶とさせていただきます。

土地改良区からのお願い

電気料金は、「基本料金」「電気使用料」「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の三つで構成されていますが、「**電気使用料**」は「**燃料費調整額**」によって価格が上下します。燃料費調整額は、発電所で使用する化石燃料を輸入により調達するコストを使用料に反映するために設けられています。また、「**再生可能エネルギー発電促進賦課金**」とは自然エネルギー発電事業促進のために賦課され毎年国が価格を定めています。

近年の電気料金高止まりの主な原因は、化石燃料調達競争の激化、過度で長期的な円安、再エネ賦課金の上昇、国の電気代補助金制度の終了等により、本年も**前年度以上の経費増加**が見込まれる一方で、土地改良区の積立資産は取崩が常態化(P5 参照)する**極めて厳しい財政状況**であり、このままの状態が継続されますと、組合員の皆様に負担増をお願いせざるを得ない状況となることを大変危惧しております。

このような状況をご理解いただくとともに、**引き続き下記のチェックポイントを確認していただき、農業用水の節水・節電にご協力いただきますよう改めてお願い申し上げます。**

主な節水・節電のチェックポイント

- ①給水口・給水栓・排水口を開けたまま「**かけ流し**」していませんか？

かけ流しによって末端区域では慢性的な用水不足に苦慮しています。

かけ流しは厳禁ですので絶対におやめください。

- ②パイプライン区域で複数の給水栓を開けたままにいませんか？

また、用水路の上流区域で給水口が数多く開けていませんか？

代かき期や出穂期等の水使いが集中する時期等は、末端区域の組合員等に「思いやり」を持った水使用をお願いいたします。

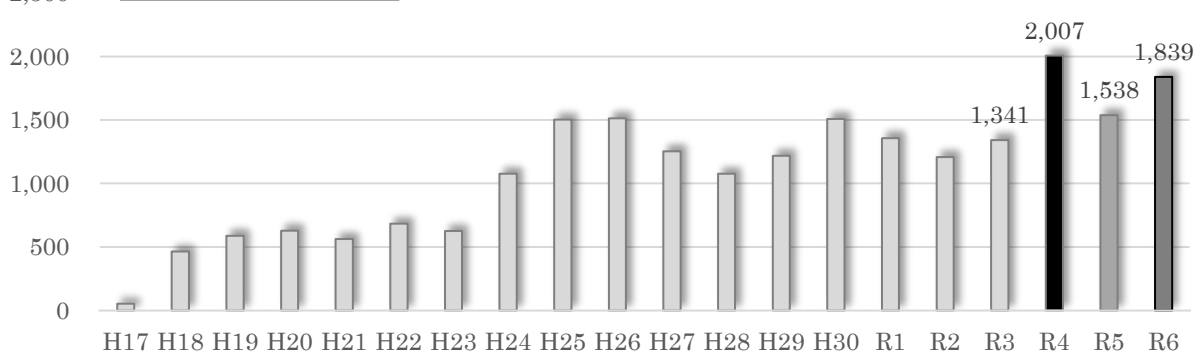
- ③**降雨時や夜間、間断かん水期等**は、給水口・給水栓等を閉めていますか？

水稻の**生育に支障を来さない時期**には、**給水口・給水栓・排水口の小さな開閉操作の徹底**をお願いいたします。

- ④それぞれの水利・維持管理組合の指示、又は、その地域の申し合せに従った水使用を行っていますか？

各地域に沿った水使用を行い、他の組合員の方との水使用情報を共有し効率的な水管理によるポンプ運転時間の短縮等に努めるようお願いいたします。

(万円) 電気料金の推移



※R6年度は記録的高温等により上昇傾向に転じてしまいましたので引き続きのご協力をお願いします

通 常 総 代 会 開 催

第 1 9 回通常総代会が、令和 7 年 3 月 1 3 日熊谷市江南総合文化会館ピピアにおいて開催されました。来賓に埼玉県大里農林振興センター副所長 宮内憲一様を迎え、議長には、福田正八氏を選出して 1 3 議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。

提案した 1 3 議案は次のとおりです。

提 出 議 案

- 第 1 号 定款の一部変更(案)について
- 第 2 号 定款附属書役員選挙規程の一部改正(案)について
- 第 3 号 規約の一部改正(案)について
- 第 4 号 会計細則の一部改正(案)について
- 第 5 号 県営ほ場整備事業池上地区の換地処分に伴う農地転用について
- 第 6 号 令和 5 年度事業報告、一般会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 第 7 号 令和 6 年度一般会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 第 8 号 令和 7 年度経費の賦課及び徴収方法等について
- 第 9 号 令和 7 年度事業計画について
- 第 1 0 号 令和 7 年度長期借入金について
- 第 1 1 号 令和 7 年度一般会計収支予算について
- 第 1 2 号 令和 7 年度歳計現金・積立金の預入先について
- 第 1 3 号 過年度賦課金の不納欠損処分について
- 報告事項 令和 6 年度土地改良事業の実施状況について



福田議長あいさつの様子



議案採決の様子

令和 5 年度財務状況の公表 (令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

● 一般会計歳入歳出決算

歳 入		歳 出	
科 目	決 算 額 (円)	科 目	決 算 額 (円)
1 土地改良事業収入	88,686,750	1 土地改良事業費支出	153,229,053
2 附帯事業収入	41,596,534	2 一般管理費支出	85,777,093
3 特定資産運用収入	922	3 土地改良事業負担金支出	10,080,000
4 補助金等収入	40,702,200	4 借入金返済支出	2,550,661
5 交付金収入	23,510,400	5 支払利息	219,465
6 雑収入	627,298	6 固定資産取得支出	1,059,960
7 借入金収入	9,400,000	7 特定資産積立支出	8,000,000
8 特定資産取崩収入	50,050,815	8 雑支出	9,720
9 繰越金	40,852,518	9 繰越金	34,501,485
		10 予備費	0
合 計	295,427,437	合 計	295,427,437

● 貸借対照表

資 産 の 部 (円)		負 債 の 部 (円)	
1 流動資産	164,725,741	1 流動負債	67,191,690
2 固定資産	4,407,490,924	2 固定負債	75,449,574
(1) 基本財産	0		
(2) 特定資産	4,330,493,337		
・所有・受託土地改良施設	3,620,966,787	負債合計	142,641,264
・財政調整積立資産	258,847,738	正味財産の部 (円)	
・職員退職給付引当積立資産	32,988,554	1 指定正味財産	3,195,119,866
・役員退任慰労金積立資産	1,303,327	2 一般正味財産	1,234,455,535
・転用決済金積立資産	416,386,931		
(3) その他固定資産	76,997,587	正味財産合計	4,429,575,401
資産合計	4,572,216,665	負債及び正味財産合計	4,572,216,665

● 年度毎の積立資産増減状況 固定資産 (特定資産)

科 目	R 5 増△減額 (円)	R 4 増△減額 (円)	H17 : R 5 比較増△減額 (円)
財政調整積立資産	△18,000,000	△16,580,000	△207,430,258
転用決済金積立資産	△7,000,000	△5,600,000	△24,477,513
合 計	△25,000,000	△22,180,000	△231,907,771

● 令和 5 年度賦課金の徴収及び未納状況

科 目	予 算 額 (円)	調 定 額 (円)	徴収済額 (円)	未 納 額 (円)
経常賦課金	76,010,000	75,956,733	74,194,392	1,762,341

令和 6 年 度 事 業 の 実 施 状 況

令和 6 年度は次の事業を実施しました。

1 県費単独土地改良事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費 (円)
下 増 田	パイプライン 揚 水 機 場	パイプライン移設工 VPφ150 L=65.0m さく井工 φ500 L=30.0m	20,000,000
御正・吉見堰	揚 水 機 場 用 水 路	水中モーターポンプ φ200×15kw 1台 水中モーターポンプ φ150×11kw 1台 U型水路 H450×B450 L=135.3m	20,000,000

※ 県及び市から補助金を受けて事業が行われました。

下増田地区パイプライン

撤 去 中



設 置 後



下増田地区揚 水 機 場

改 修 中

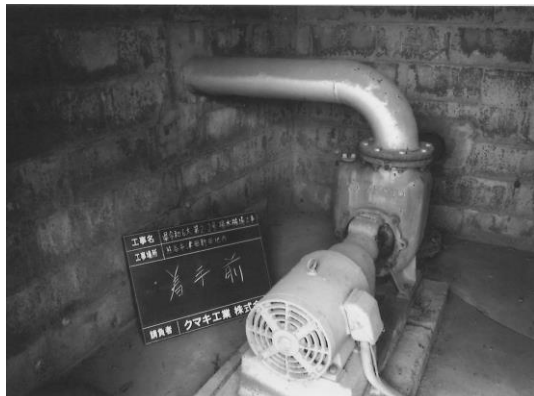


改 修 後



御正・吉見堰地区揚水機場

改 修 前



設 置 中



御正・吉見堰地区揚水機場

改 修 前



改 修 後



御正・吉見堰地区用 水 路

改 修 前



改 修 後



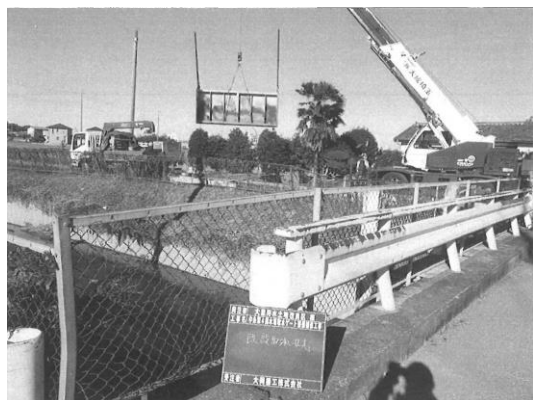
2 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費 (円)
中 条 第 4 揚 水 機 場 取 水 ゲ ー ト	樋 水 門	門扉の塗装及び開閉機交換 H1300×W3000 1門	7,579,000
久 保 島 揚 水 機 場	揚 水 機 場	水中モーターポンプ交換 φ150×15kw 2台 制御盤内部品交換 1式	9,020,000

※ 国、県及び市から補助金を受けて事業が行われました。

中条第 4 揚水機場取水ゲート 撤 去 中

設 置 中



久保島揚水機場

撤 去 中

設 置 中



令和 7 年 度 事 業 の 概 要

令和 7 年度は次の事業を実施する予定です。

1 県費単独土地改良事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
下 奈 良	揚 水 機 場	水中モーターポンプ交換 φ 200×22kw 1台	
村 岡	用 水 路	U型水路 H600×B600 L=200m	
佐 谷 田	樋 門	ステンレス製自動転倒ゲート H950×W1420 1門	

※ 県及び市から補助金を受けて事業が行われます。

2 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
明 戸 揚 水 機 場 (1 号 機)	川 本 明 戸	揚 水 機	横軸両吸込渦巻モーターポンプのオーバーホール φ 250×37kw 1台 弁類及び補機類の交換 1式	第 4 5 期生 令和 3 年度加入

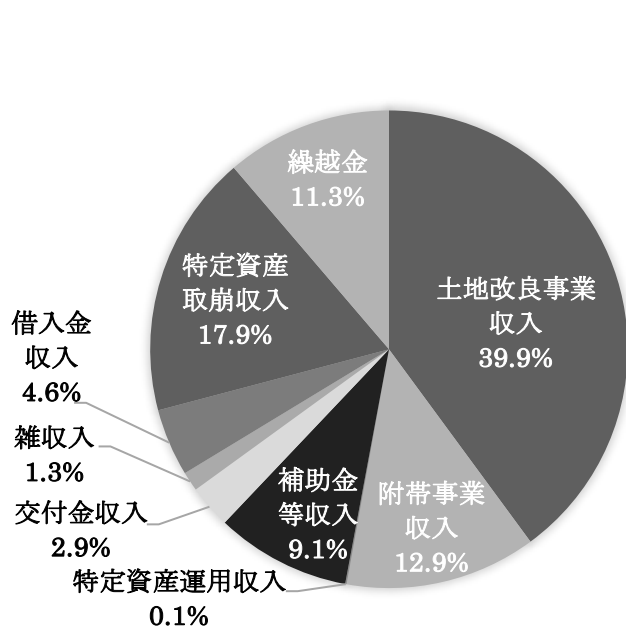
※ 国、県及び市から補助金を受けて事業が行われます。

令和7年度歳入歳出予算

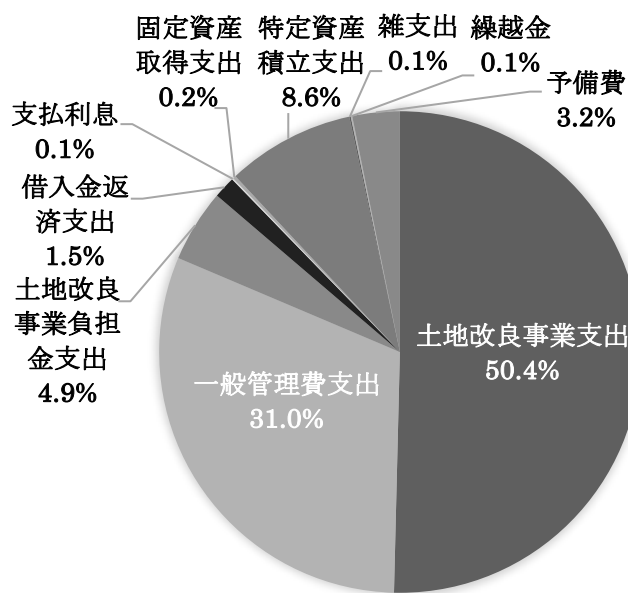
一般会計

歳 入		歳 出	
科 目	予 算 額 (円)	科 目	予 算 額 (円)
1 土地改良事業収入	100,573,000	1 土地改良事業費支出	126,924,000
2 附 帯 事 業 収 入	32,601,000	2 一 般 管 理 費 支 出	78,057,000
3 特 定 資 産 運 用 収 入	1,000	3 土地改良事業負担金支出	12,285,000
4 補 助 金 等 収 入	23,017,000	4 借 入 金 返 済 支 出	3,700,000
5 交 付 金 収 入	7,394,000	5 支 払 利 息	500,000
6 雑 収 入	3,305,000	6 固 定 資 産 取 得 支 出	401,000
7 借 入 金 収 入	11,500,000	7 特 定 資 産 積 立 支 出	21,799,000
8 特 定 資 産 取 崩 収 入	45,002,000	8 雑 支 出	100,000
9 繰 越 金	28,374,000	9 繰 越 金	1,000
		10 予 備 費	8,000,000
合 計	251,767,000	合 計	251,767,000

一般会計収入割合



一般会計支出割合



※上記「%」は四捨五入された数字であり 0.1%以下の割合を「0.1%」表示しており合計 100%となりません。

令 和 7 年 度 賦 課 金 等

1 賦課金について

賦課金は、土地改良法に基づく組合員に対し当土地改良区定款の定めるところにより、土地改良区が管理する用水路等の土地改良施設の維持管理に必要な財源に充てる目的として毎年4月1日を基準に農地に対して賦課される費用です。

なお、休耕、転作等を実施している農地についても、通常どおり賦課されますので、

前もってご理解くださいますようお願いいたします。

地 区 名			10アール当たり単価	備 考
第1区	奈良堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	① 賦課金は本年4月1日を基準に賦課されます。
		畑地灌漑	1, 0 0 0 円	
	玉井堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	
第2区	大麻生堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	② 徴収期限9月1日 <u>※徴収期限を過ぎますと、 年利 14.6%の延滞金が加算 されます。</u>
	成田堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	
	荒川左岸	用排水区域	3, 5 9 0 円	
		用排水区域 (旧県営荒中事業受益外)	3, 0 4 0 円	
		用水区域	2, 7 0 0 円	
		畑排水区域	2, 9 3 0 円	
		畑排水区域 (旧県営荒中事業受益外)	2, 3 8 0 円	
第3区	御正堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	③ 徴収方法 当土地改良区が指定する 関係金融機関との委託契 約に基づき徴収されま す。 <u>(次ページ参照)</u>
	吉見堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	

2 賦課金納入方法について

賦課金の主な納入方法は、「口座振替」「現金納付」「振込納付」の三つですが、便利な口座振替をご利用ください。なお、口座振替依頼書は当土地改良区から郵送しますのでご連絡ください。

(1) 口座振替取扱金融機関（自動更新となり変更する場合は再度申請が必要です）

- ・ ①くまがや農業協同組合 ②ほくさい農業協同組合
- ・ ③さいたま農業協同組合 ④ふ か や農業協同組合
- ・ ①～④農協専用口座振替依頼書に、必要事項を記入、押印(通帳印)し、組合員様が農協で印鑑照合を行っていただき、そのまま農協にご提出してください。

- ・ 本年度から前記①～④農協以外のほぼすべての金融機関からの振替申請を始めました。
- ・ 前記①～④農協以外の専用口座振替依頼書の場合は、必要事項を記入、押印（通帳印）し、土地改良区に提出いただき、土地改良区で金融機関に口座の確認を依頼します。

(2) 現金納付取扱金融機関 (コンビニ不可)

- ・ 土地改良区発行納入通知書により①～④農業協同組合（本店・各支店）もしくは、埼玉りそな銀行熊谷支店（各支店）の窓口で納入してください。ただし、この金融機関以外での現金納付の場合は、別途納入者様負担の取扱手数料が発生します。

(3) 振込納付 (別途発生します振込手数料は納入者様負担となります)

- ・ 納入通知書に記載されている金融機関に 必ず組合員様の氏名によりお振込ください。

3 組合員資格の交替について

相続や売買等によって農地の所有権を移転したとき、又は、組合員資格の交替（耕作者変更等）があったときは、資格を取得した方と喪失した方とが連名で届出るよう土地改良法第 4 4 条で義務付けられていますので、届出がない場合は組合員を変更できません。
(賦課金は従前の組合員に賦課されます) また、農業委員会への届出、法務局での所有権移転登記や農協への手続きを行っても、組合員は変更されませんので必ず届出てください。

届出は当土地改良区専用の 組合員資格得喪通知書 を使用してください。 通知書はホームページからダウンロードすることもできます。

※法律抜粋(組合員の資格得喪の通知義務): 「土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない」

4 よくあるお問い合わせ

Q：親族等から農地を相続しました。相続の手続が終わってないのですが、どうしたらよいですか？

A：土地改良法に基づき 必ず組合員資格得喪通知書 を届出てください。相続手続とは異なりご家族等で相談していただき、相続人代表者・予定者又は農地管理者等を決めていただき手続きください。

Q：農地を耕作者に貸しました。賦課金は所有者か耕作者のどちらが納入しなければなりませんか？

A：所有者と耕作者の当事者間で決めていただく必要があります。双方合意に至りましたら、必ず組合員資格得喪通知書を届出てください。組合員が賦課金の納入者となります。

Q：稲以外の作物を作付けして用水を使用していません。又は、耕作を放棄して用水を使用していません。賦課金は掛かりますか？

A：賦課金は、土地改良法及び土地改良区定款に基づき、施設の維持管理に必要な財源に充てるために組合員皆様からご負担いただいております。用水利用の有無で賦課金額が変わることはありません。

Q：今後農地を耕作することが無いので組合員を脱退したい場合はどうしたらよいですか？

A：農地を新たな耕作者に売買（贈与）することで、土地改良法第 4 3 条第 1 項の規定に基づき所有権を取得した方に組合員資格を承継する必要があります。なお、農地の売買には農業員会の許可が必要です。また、農地所有者・耕作者双方合意に基づく賃貸借（使用貸借）期間中は、組合員資格得喪通知書を届出することで、組合員資格を耕作者に異動することもできます。

ご 注 意 下 さ い ！

- ◆口座振替をご利用の方は、納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。
- ◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため領収書の発行はしておりません。通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。領収書が必要な方は個別にご連絡ください。
- ◆口座振替ができなかった方は、現金もしくは振込納入となります。（P11 参照）
- ◆督促状の納入期限を過ぎても賦課金の納入が確認できない方に対しては、令和 7 年度より弁護士法人事務所から納入催告書等が送付されますので、弁護士事務所指定の方法により納入していただくこととなります。

5 農地転用について

水田を住宅建築や公共事業用地に転用する場合、また、水田を畑に農地改良する場合に
は、**土地改良法第 4 3 条第 2 項の規定「土地改良区の事業に関する権利義務について必要
な決済をしなければならない」**に基づく農地転用決済金の納付が必要となります。

決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用
相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように
するための費用に充てられます。

各	種	単	価
農	地	転	用
決	済	金	
1 m ² につき	125 円		
農地転用に伴う意見書発行手数料	1 件につき 2,000 円(税抜)		

(1) 市街化区域の農地転用

農業委員会の届出に基づき当土地改良区から農地転用決済金の納入通知書を関係者
に送付しますので、①～④農業協同組合（本店・各支店）・埼玉りそな銀行熊谷支
店（各支店）の窓口で納入してください。

(2) **公共事業(道路・河川等)の用地としての農地転用**

**公共事業であっても農地転用決済金の納付が必要となりますので、用地買収が行わ
れる際は、国県市等(用地買収者)と決済金納付等に関して十分な話し合いを行った
うえで、必ずご連絡ください。**

(3) 市街化調整区域の農地転用

農業委員会に農地転用の許可を得られる見込みがあるかを必ず確認してください。
許可の見込みがある場合に限り農地転用等の通知及び地区除外申請書を提出してく
ださい。一定の決裁期間を経て、決済金及び手数料の納入通知書を発行しますので、
当土地改良区指定金融機関の窓口にて納入していただきます。納入確認後に意見書
を交付します。なお、申請書はホームページからダウンロードできます。

6 水路等管理施設使用について

用水路は稲の育成に欠かせない農業用水を水田に供給する施設ですが、下水道未整備地域では、止むを得ず排水放流を承認しているのが現状です。

このため、生活排水を用水路等に放流等行う場合は、当土地改良区に施設使用承認申請書を提出していただく必要があり、申請内容を審査した上で承認書を交付します。その際、納入通知書により指定金融機関の窓口にて使用料を納入していただきます。なお、年額使用料についての口座振替を行っておりませんので、送付された納入通知書により納入ください。また、施設使用承認書・各種証明書等の手数料は 1 件につき 2,000 円で別途消費税が加算されます。申請等はホームページよりダウンロードできます。

使用料は施設維持補修費や改修費用の一部（下記写真参照）に充てられ、通水断面を確保すると共に地域環境の向上に役立てています。

種 別	単 位	使用料(税抜)	備 考
汚 水 等 の 放 流	家 庭 雑 排 水	1 世 帯 ・ 一 時 金	※単独浄化槽の新設は承認していません。
	し尿浄化槽	1 人 槽 ・ 一 時 金	
		合 併 単 独	
工 作 物 設 置	橋 梁	1 m ² ・ 一 時 金	
諸 管 埋 設	外 径 1 0 c m 以 下	1 m ・ 一 時 金	

作業前

水路の草刈り工事

作業後



作業中

水路の補修工事

作業後



お 知 ら せ

役員・総代の任期満了に伴う改選があります

(1) 総代選挙について

現在の総代任期が令和 8 年 1 月 2 4 日で満了します。

総代の職務は、組合員の皆さんの代表として総代会を組織し、役員の選任、定款の変更、土地改良事業計画の設定、規約の改正、決算の承認、予算の議決等の重要事項を議決します。総代選挙は、当土地改良区定款附属書総代選挙規程に基づき行われます。詳細につきましては、決まりしだい関係 4 市及び当改良区掲示板への公告等によりお知らせします。なお、選挙区ごとの総代定数は次のとおりです。

選 挙 区	定 数
第 1 区(奈 良 堰 ・ 玉 井 堰)	2 5 人
第 2 区(大麻生堰・成田堰・荒川左岸)	1 7 人
第 3 区(御 正 堰 ・ 吉 見 堰)	1 8 人
合 計	6 0 人

(2) 役員選挙について

現在の役員任期が令和 8 年 2 月 1 9 日で満了します。

役員の職務は、定款の定めるところにより土地改良区を代表し業務を執行します。役員選挙は、当土地改良区定款附属書役員選挙規程に基づき選挙が行われます。詳細につきましては、決まりしだい関係 4 市及び当改良区掲示板への公告等によりお知らせします。なお、被選挙区ごとの役員定数は次のとおりです。

被 選 挙 区	員内理事定数	員外理事定数	員内監事定数	員外監事定数
第 1 被選挙区(奈 良 堰)	1 人	1 人	3 人	1 人
第 2 被選挙区(玉 井 堰)	1 人			
第 3 被選挙区(大麻生堰)	1 人			
第 4 被選挙区(成 田 堰)	1 人			
第 5 被選挙区(御 正 堰)	1 人			
第 6 被選挙区(吉 見 堰)	1 人			
第 7 被選挙区(荒川左岸)	1 人			
計	7 人	1 人	3 人	1 人
合 計	8 人 うち原則 1 人は女性とする		4 人	

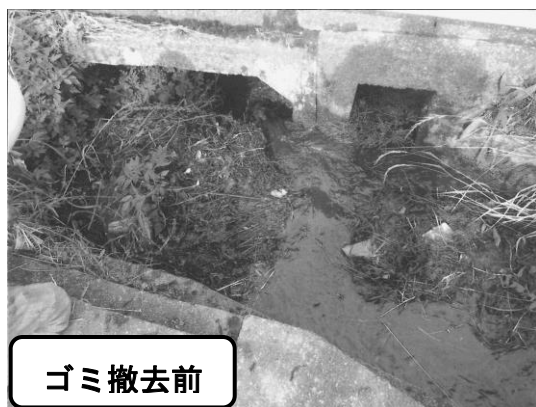
滞 納 賦 課 金 徴 収 業 務 に つ い て

賦課金は、土地改良区の主要な財源であり、納入期限内に納めていただいた組合員様との公平性を保つべく、督促状の納入期限を過ぎても賦課金を納入しない滞納者に対しましては、今年度より弁護士法人事務所と滞納賦課金徴収業務委託契約を締結し賦課金の徴収を強化することといたしました。

取 水 量 の 増 加 と 水 路 の ゴ ミ に つ い て

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは充分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当土地改良区としても除塵機を設置し、役職員・業者によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。



夏目亮一理事長 全国土地改良事業功労者表彰を受賞

昨年 10 月に千葉県幕張メッセで開催されました「第 46 回全国土地改良大会」において、夏目理事長が、土地改良事業の推進等に尽力されたことが評価され、全国土地改良事業功績者として表彰されました。全国土地改良大会は、「水土里の恵み 力強く 未来に繋ごう 水土里の礎」をテーマに全国約 4 0 0 0 人の土地改良関係者が一堂に会し、農業水利施設の役割を再認識し、農業・農村の更なる発展を目的に開催され、埼玉県からは 47 土地改良区、のべ 1 9 5 人が出席しました。

また、大会出席に併せまして千葉県を代表する農業用水の水源池「印旛沼」の水管理施設で視察研修を行いました。



塩原武夫理事 埼玉県土地改良事業功労者表彰を受賞

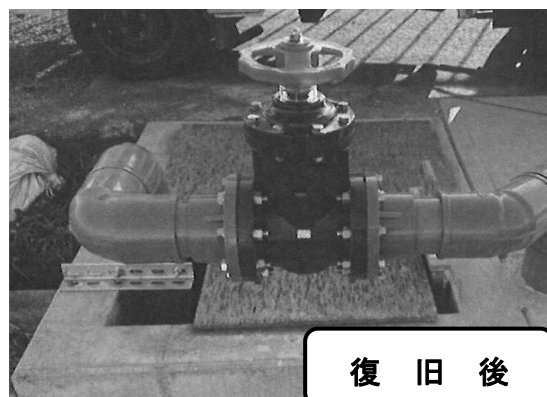
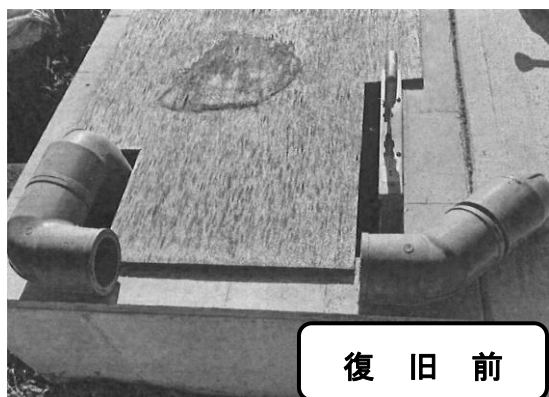
本年 3 月に開催されました「埼玉県土地改良事業団体連合会第 68 回通常総会」において、塩原理事が、長きにわたり土地改良区の運営に携わり農業水利施設の維持管理等に尽力されたことが評価され表彰されました。



⚠ 盗 難 に ご 注 意 く だ さ い ⚠

熊谷市樋春地内・拾六間地内他において、何者かが合金製の給水栓を壊して盗む窃盗事件が発生したため警察に被害届を提出しました。今般の鉄等の買い取り価格高騰による転売目的の犯行と思われ、引き続き警戒を要する状況にあると考えております。なお、復旧工事はすでに終えており、再発防止対策として塩化ビニール製の給水栓へと変更しました。

組合員の皆様におかれましては、合金製給水栓や鋼製蓋、農耕機械、農作物等の盗難被害には十分ご注意ください。また、不審車両等を目撃された場合は車両のナンバーをひかえる等、緊急な場合は直ちに警察に通報（110番）してください。なお、土地改良施設の盗難を発見した時は当土地改良区にご連絡ください。

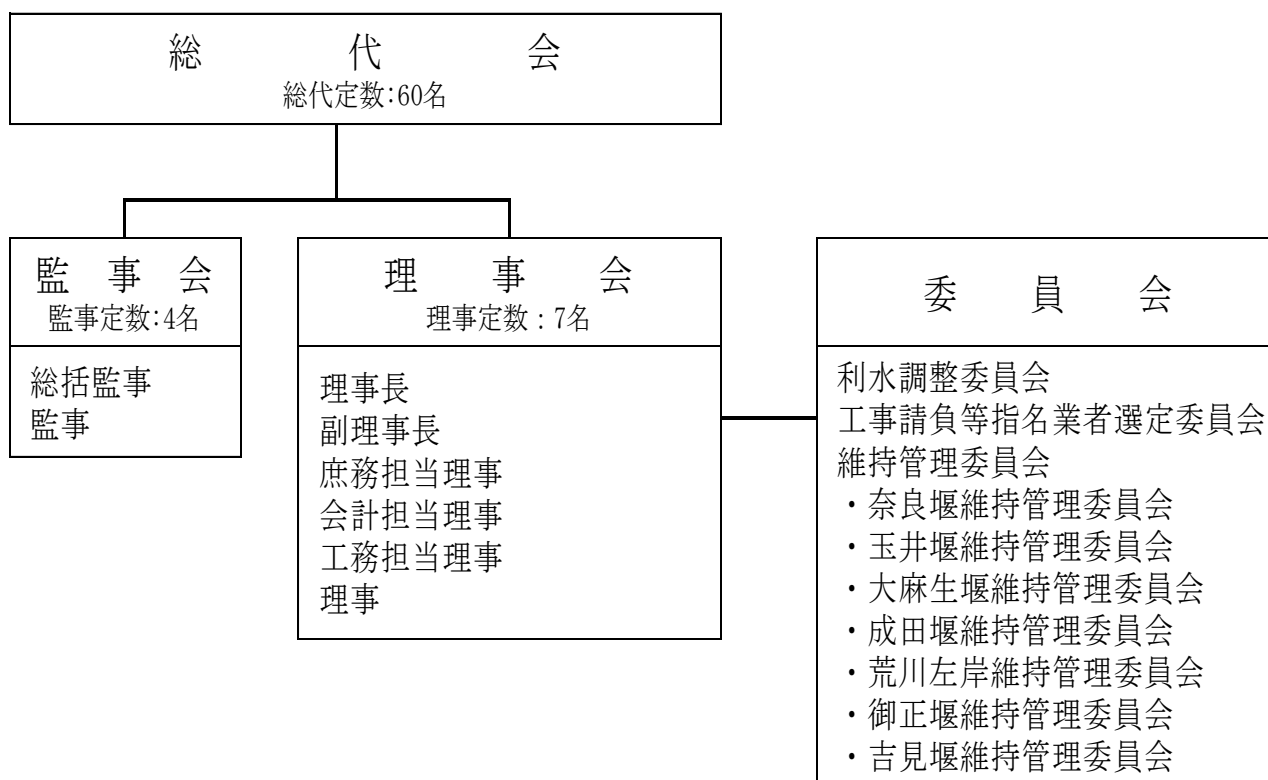


訃 報

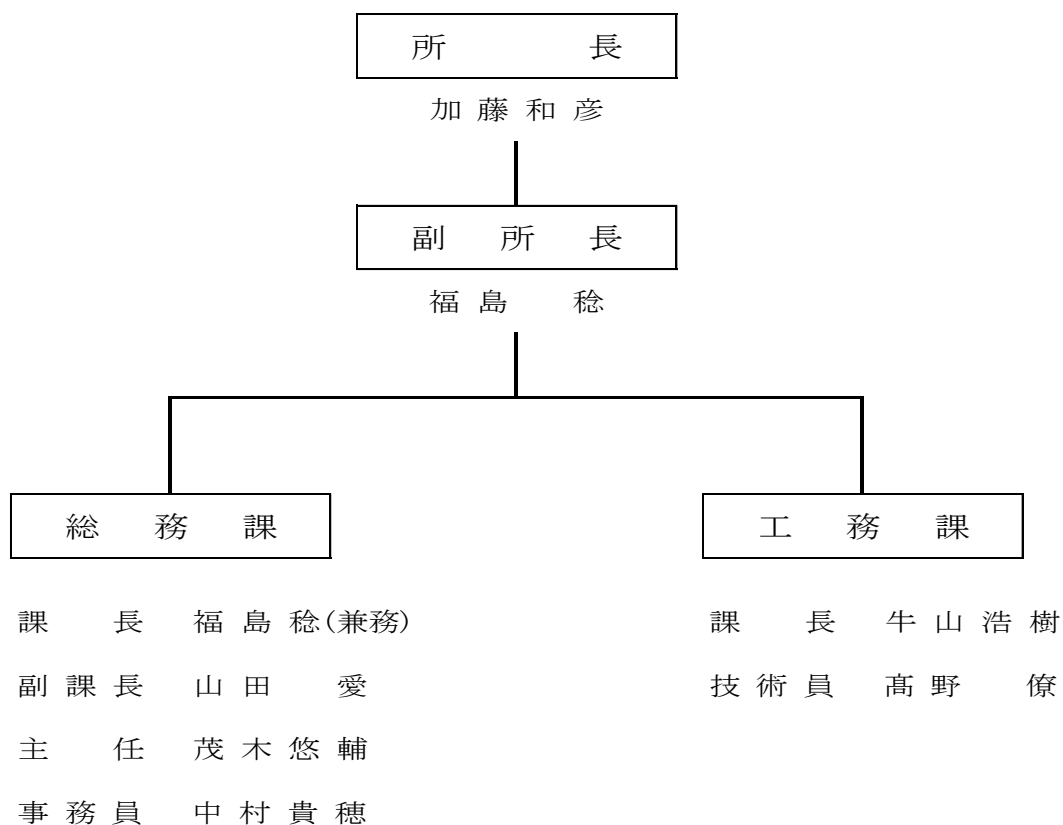
当土地改良区監事 大崎 進 氏が令和7年3月10日に逝去されました。

ここに、生前のご厚誼を深く感謝しご冥福をお祈りいたします。

土地改良区組織



事務局



農 業 用 水 の 取 水 に つ い て

組合員の皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

- ◆ 代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、**毎年 6 月 1 6 日**からとなっていますのでご協力をお願いいたします。

◎ 取 水 量 表

期 間 区 分	5 月 1 1 日から 6 月 1 5 日まで	6 月 1 6 日から 6 月 2 5 日まで	6 月 2 6 日から 9 月 2 5 日まで	9 月 2 6 日から 5 月 1 0 日まで
最 大 取 水 量	4. 5 9 1 m ³ /s	1 6. 8 7 5 m ³ /s	1 3. 2 9 7 m ³ /s	1. 5 5 2 m ³ /s
年 間 総 取 水 量	1 2 9, 3 5 7 千 m ³			

※ 最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。

年間総取水量は、六堰頭首工より 1 年間に取水できる総量です。

取水量については、山王用水土地改良区の取水量も含まれています。

